

峽南南部医療体制再編支援事業費補助金

交付要綱

峡南南部医療体制再編支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療提供体制の確保・充実を図るため、地域医療連携推進法人みなみやまなし（以下「補助事業者」という。）が実施する、地域医療連携推進法人の運営及び南巨摩郡身延町、早川町及び南部町からなる地域における医療連携や機能分化の検討に係る調査事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率及び補助額)

第2条 前条に規定する事業に対する補助率及び補助額は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していざれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、第3条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 実績報告に補助対象外経費が含まれている場合、交付額から減額して補助金の額を確定することがある。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は精算払いを原則とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

1 補助対象事業者	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域医療連携推進法人みなみやまなし	予算の範囲内で知事が定める額	<p>(1) 法人本部の運営に要する経費</p> <p>①事務局員の配置に係る経費 (事務局員報酬、旅費、役務費など)</p> <p>②会計システム経費 (需用費、役務費など)</p> <p>③その他運営に係る経費 (需用費、役務費、使賃料など)</p> <p>(2) 医療連携推進業務に要する経費</p> <p>①医療機能連携支援業務委託費 (委託料など)</p> <p>②職員研修、交流事業経費 (講師謝金、旅費、需用費、役務費、使賃料など)</p> <p>③その他医療連携に係る事業経費 (謝金、旅費、需用費、役務費、使賃料など)</p>	2／3

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

峡南南部医療体制再編支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、峡南南部医療体制再編支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書（様式第1号の1）
- (2) 事業計画書（様式第1号の2）
- (3) 収支予算書
- (4) その他参考となる書類

(様式第2号)

第 号
令和 年 月 日

所在地
団体名
代表者名 殿

山梨県知事 印

峡南南部医療体制再編支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった峡南南部医療体制再編支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった峡南南部医療体制再編支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難とな

- った場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

峡南南部医療体制再編支援事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった峡南南部医療体制再編支援事業費補助金について次のとおり変更したいので、峡南南部医療体制再編支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

峡南南部医療体制再編支援事業費補助金事業（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった峡南南部医療体制再編支援事業費補助金について次のとおり（中止・廃止）したいので、峡南南部医療体制再編支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 （中止・廃止）理由

2 （中止・廃止）内容

(様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

峡南南部医療体制再編支援事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった峡南南部医療体制再編支援事業費補助金の対象事業を完了したので、峡南南部医療体制再編支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額精算書（様式第5号の1）
- (2) 事業実績報告書（様式第5号の2）
- (3) 収支決算(見込)書
- (4) 事業完了を証する書類
 - ①委託契約書の写し ②委託費内訳書 ③調査報告書の写し
- (5) その他参考となる資料

3 支払いの方法

口座振込 振込先 金融機関名 _____
本・支店名 _____
預金種別（当座・普通） 口座番号 _____
口座名義 _____
(フリガナ) _____

(様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

峡南南部医療体制再編支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった峡南南部医療体制再編支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算払請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振込 振込先 金融機関名 _____
本・支店名 _____
預金種別(当座・普通) 口座番号 _____
口座名義 _____
(フリガナ) _____

(様式第7号)

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった峡南南部医療体制再編支援事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、峡南南部医療体制再編支援事業費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書（別紙）
- ・消費税及び地方消費税確定申告書
- ・その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

1 補助事業者

2 補助事業者の所在地

3 補助事業名

4 県補助金確定額

5 概要

(1)課税売上割合

(2)仕入控除税額

(様式第1号の1)

経 費 所 要 額 調 書

(補助事業者名)

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率	県補助 所要額 (G)	備 考
				(予算の範囲内で 知事が定める額)		2/3		

- (注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
- 2 「選定額 (F)」欄には、(C)、(D)、(E) 欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 3 「県補助所要額 (G)」欄には (F) 欄の額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第1号の2)

事業計画書

1 事業の実施スケジュール

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 法人本部の運営

①事務局員の配置

②会計システム整備

③その他運営に係る業務

(2) 医療連携推進業務

①医療機能連携支援業務委託

②職員研修、交流事業

③その他医療連携に係る事業

4 事業費の算出（経費の内訳）

(単位：円)

総事業費

円

(1) 法人本部の運営

①事務局員の配置

②会計システム整備

③その他運営に係る業務

(2) 医療連携推進業務

①医療機能連携支援業務委託

委託先	
委託期間	
委託金額	
備考	

※備考欄に積算根拠・内訳等を記入すること。

②職員研修、交流事業

③その他医療連携に係る事業

(参考様式)

岐南南部医療体制再編支援事業費補助金
歳入歳出予算書（抄本）

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出の部

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助金交付申請者名

印

(様式第5号の1)

経費所要額精算書

(補助事業者名)

(単位:円)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	補助率 2/3	県補助所要額 (G)	県補助交付決定額 (H)	県補助受入済額 (I)	差引過不足額 (G)-(I) (J)	備考
				(予算の範囲内で知事が定める額)							

- (注) 1 「総事業費 (A)」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
- 2 「選定額 (F)」欄には、(C)、(D)、(E) 欄を比較して最も少ない額を記入すること。
- 3 「県補助所要額 (G)」欄には (F) 欄の額に補助率を乗じた額を記入すること。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第5号の2)

事業実績報告書

1 事業の成果

2 事業の内容

(1) 法人本部の運営

①事務局員の配置

②会計システム整備

③その他運営に係る業務

(2) 医療連携推進業務

①医療機能連携支援業務委託

②職員研修、交流事業

③その他医療連携に係る事業

3 事業費の算出（経費の内訳）

(単位：円)

総事業費

円

(1) 法人本部の運営

①事務局員の配置

②会計システム整備

③その他運営に係る業務

(2) 医療連携推進業務

①医療機能連携支援業務委託

委託先	
委託期間	
委託金額	
備考	

※備考欄に積算根拠・内訳等を記入すること。

②職員研修、交流事業

③その他医療連携に係る事業

(参考様式)

岐南南部医療体制再編支援事業費補助金
歳入歳出決算（見込）書（抄本）

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出の部

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

この抄本は、決算（見込）書の原本と相違ないことを証します。

令和 年 月 日

補助金交付申請者名

印